

- 1 財務会計の機能と制度
- 2 財務会計の基礎概念
- 3 「企業会計原則」の一般原則等
- 4 財務諸表の表示
- 5 損益会計
- 6 資産会計総論
- 7 棚卸資産
- 8 固定資産
- 9 リース会計
 - 基準の必要性
 - リース取引の分類
 - ファイナンス・リース取引に係る会計処理(借手側)
 - ファイナンス・リース取引に係る会計処理(貸手側)
 - オペレーティング・リース取引に係る会計処理
- 10 繰延資産
- 11 研究開発費等
- 12 負債会計
- 13 純資産一総論
- 14 純資産一自己株式
- 15 純資産一その他の資本剰余金

☆☆☆★法形式ではなく経済の実態に着目したリース取引の分類			
	ファイナンスリース取引	①P91	経済の実態を売買とみなすことができる賃貸借契約
	オペレーティングリース取引	①P91	経済の実態を売買とみなすことができない賃貸借契約
☆☆☆★ファイナンスリース取引に該当するための2要件			
	ノンキャンセラブル	①P91	中途解約不能。契約上明示されてなくとも実質的に考える。
	フルペイアウト	①P91	リース物件のリターンとコストが共に借主に帰属する。
☆☆☆★ノンキャンセラブルかつフルペイアウトの、より具体的な判断基準			
	現在価値基準	①P92	定義はテキスト参照。「90%以上」
	経済的耐用年数基準	①P92	定義はテキスト参照。「75%以上」
☆☆☆★所有権移転ファイナンスリース取引に該当する判断基準(3つのうちいずれか)ーキーワードを挙げて。			
	所有権が借手に移転	①P93	リース期間終了か途中でリース物件の所有権が借手に移転。
	割安購入選択権	①P93	割安購入選択権の行使が確実＝買取がほぼ確実
	特別仕様	①P93	リース期間終了後に転売再利用不可＝借手のみができる
☆☆☆★リース資産及びリース債務の計上額の考え方			
	リース資産の評価に着目	①P94	貸手の購入価額等又は借手の見積現金購入価額を重視する考え方。
	リース債務の評価に着目	①P94	リース料総額の割引現在価値を重視する考え方。
☆☆☆★セールアンドリースバック取引の会計処理			
	独立取引処理法	①P99	取引を複数に分解して考える→売却＋リース
	単一処理法	①P99	取引を全体として一つと考える→借入

読み方、理解の仕方のポイント

基準(基準改正)の必要性 ①P90

リース取引について、とにかく法的形式より経済の実態に着目した基準設計です。
さらに言えば、リース契約に係る債務をBSに計上させるべし、という改正です。

使用権モデル ①P91

物件の所有権ではなく、物件を使う権利に着目する。
その結果、原則として全てのリース契約について資産負債両建てで計上することになる。

リース資産債務算定の利息相当額 ①P93

利息相当額を控除しなければならない理由 ①P94 は、見覚えがないとおかしいよ！

少額リースの簡便法 ①P96 ☆☆

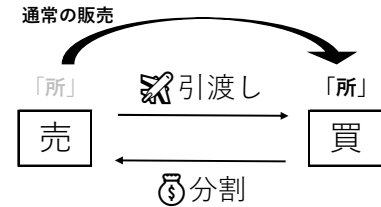
短答対策的に眺めておくこと。

セールアンドリースバック ①P99

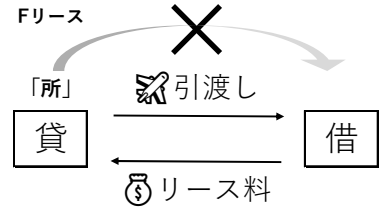
概念セットにも入れましたが、重要。
2種類の仕訳を切ることができるようにしておく。
また、ある取引を、細かく分解して考えるか、あるいは全体を一つとみるか、という2種類の発想法はこの後も別の場面で出てきます。

概念セット数 6

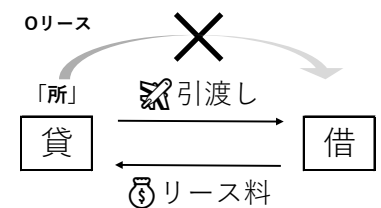
図1 売買/Fリース/Oリース 比較



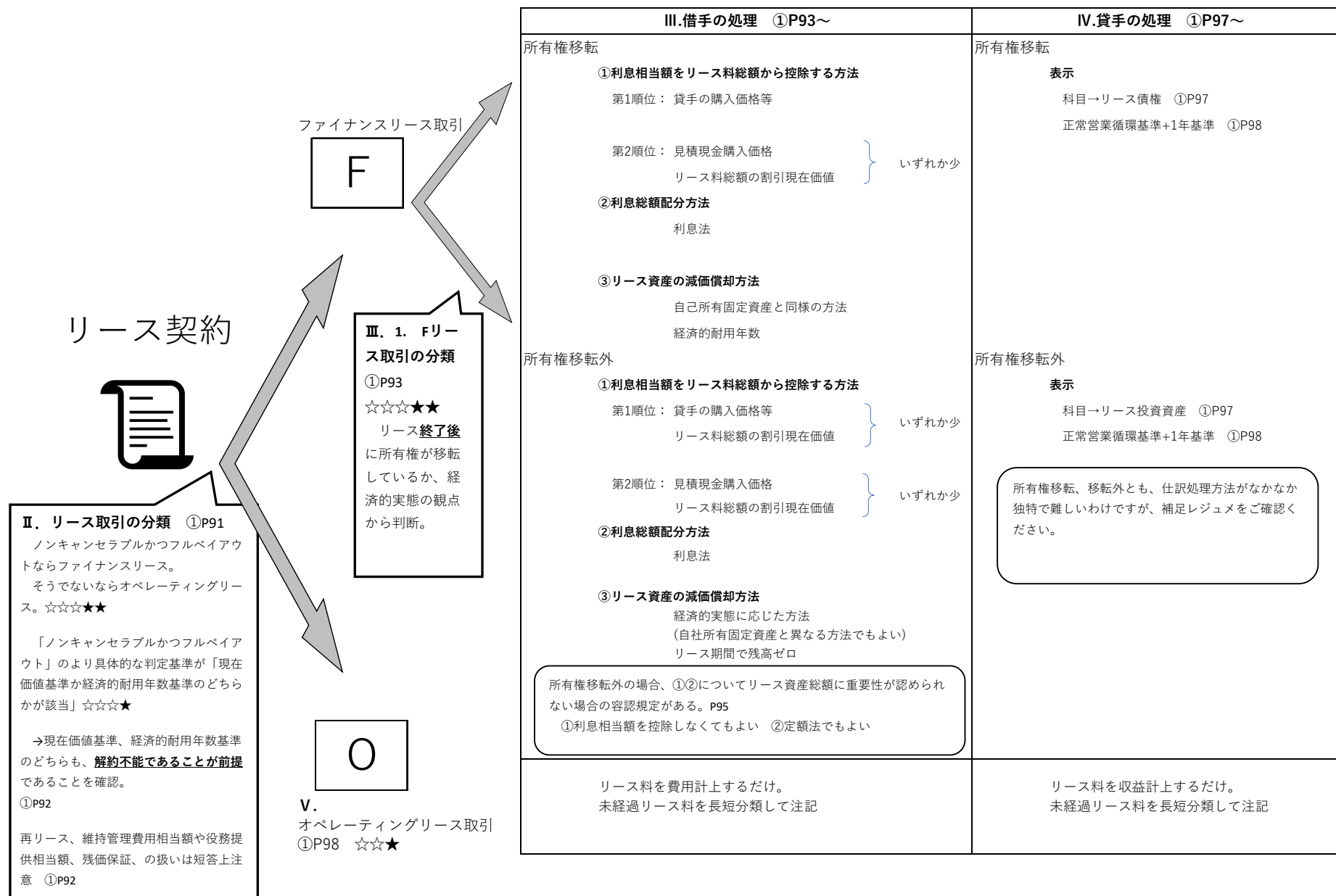
所有権が移ってるから、買い手のBSに資産と負債が計上されることに何の疑問もない。



所有権が移っていないが、経済の実態を見ると所有権が移っているも同然と捉えられるため、買い手のBSに資産負債を計上する。



所有権が移っていないし、経済の実態を見ても所有権が移っているも同然と捉えられないため買い手のBSに資産負債を載せず、リース料を費用計上するだけ。



リース基準で、結局何をやらせたいの？

設例 計算テキスト③P10の例題に条件を加筆。

条件： 所有権移転条項：なし 割安購入選択権：なし リース物件は特別仕様ではない 解約不能リース期間：5年
借手の購入見積価格 50,000千円 （貸手の購入価額は実はこれに等しいが、借手はそれを知りえない）
リース料：年額12,000千円(年末払い) リース物件の耐用年数：8年 借手の減価償却方法 定額法 借手の追加借入利率：5% 貸手の見積り残存価値：ゼロ円

まずFリースかOリースか判定する。

現在価値基準→貸手の計算利率を知りえないため、借手の追加借入利率5%で割引現在価値を算定 51,953千円 これは借手の購入見積価格50,000千円の103% > 90% ゆえに現在価値基準を満たす。
経済的耐用年数基準→リース期間は5年 これは経済的耐用年数8年の62.5% < 75% ゆえに経済的耐用年数基準は満たさない。
現在価値基準を満たしているから、このリース契約はFリースである。

次に所有権移転か移転外を判定する。

所有権移転条項なし、割安購入選択権なし、特別仕様でもない
ゆえにこのFリース契約は所有権移転外である。

そしてリース料総額から金利分を控除する。

移転外なので、購入見積価格50,000千円 < 割引現在価値51,953千円であることから、本体価格は50,000千円
リース料年額12,000千円、5年間年末払いを前提としたときの、割引現在価値が50,000千円となる計算利率を6.4%と計算できたとする。

結局以下の表を得る。

返済日	返済前元本	返済額合計	金利分	元本分	返済後元本
X1/12/31	50,000	12,000	3,200	8,800	41,200
X2/12/31	41,200	12,000	2,637	9,363	31,837
X3/12/31	31,837	12,000	2,038	9,962	21,875
X4/12/31	21,875	12,000	1,400	10,600	11,275
X5/12/31	11,275	12,000	725	11,275	0
合計		60,000	10,000	50,000	

※この例題では、貸手の購入価額も50,000千円なので、貸手の処理においても同じ左表を得る。
←毎期の仕訳は、この合計値を5期に渡って配分しているだけ。(借手も貸手も)

借手の処理 5年まとめて

リース資産	50,000	リース債務	50,000
リース債務	50,000	預金	60,000
支払利息	10,000		
Dep	50,000	リース資産	50,000

太字の箇所が5年にわたり配分されるところ

貸手の処理 5年まとめて PL当期純利益に対する影響はどの方法をとっても同じ

その1

リース投資	60,000	売上高	60,000
売上原価	50,000	買掛金	50,000
預金	60,000	リース投資	60,000
繰り上り繰	6,800	繰り上り利	6,800
繰り上り利	6,800	繰り上り繰	6,800

太字の箇所が5年にわたり配分されるところ

その2

リース投資	50,000	買掛金	50,000
預金	60,000	売上高	60,000
売上原価	50,000	リース投資	50,000

太字の箇所が5年にわたり配分されるところ

その3

リース投資	50,000	買掛金	50,000
預金	60,000	リース投資	50,000
		受取利息	10,000

太字の箇所が5年にわたり配分されるところ